

副本

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄ほか108名

被告 国

証拠説明書（乙A）

平成28年4月18日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

前田華奈 

堀田佳輝 

丸田賢一 


森川崇弘 

松田香苗 

小野勝 

窄口義博 

岩永知洋 

永ノ尾紀幸 

麓 裕 樹 

樋 口 昭 裕 

久 世 正 嗣 

森 慎 一 

田 中 智 也 

門 永 孝 之 

号証	標 目 ( 作 成 者 等 )		作成年月日	立 証 趣 旨
乙A1	改正土地収用法の運用について (建設省計画局長)	写し	昭和42年 12月19日	手続保留の手続において、認定庁には具体的な妥当性を実質的に審査する権限はなく、起業者の申立てどおり手続保留の告示をすべきこと。
乙A2	二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事 事業認定申請書手続の保留の申立書 (長崎県、佐世保市)	写し	平成21年 11月9日	起業者である長崎県及び佐世保市が、認定庁に対し、事業認定申請書及びその添付書類を提出したこと及びその内容等
乙A3	手続の保留の申立書 (長崎県知事金子原二郎及び佐世保市代理人長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 11月9日	起業者である長崎県及び佐世保市が、認定庁に対し、手続保留の申立てをしたこと。
乙A4	事業認定申請に係る参考資料 (長崎県、佐世保市)	写し	平成21年 11月9日	起業者である長崎県及び佐世保市が、認定庁に対し、事業認定申請書に係る参考資料を提出したこと及びその内容等
乙A5	事業認定申請書及び添付書類の写しの送付について (通知) (国土交通省九州地方整備	写し	平成21年 12月1日	認定庁が、長崎県川棚町長に対し、本件事業認定に係る事業認定申請書及びその添付書類の各写しを送付したこと。

	局長)			
乙A6	事業認定申請書及び添付書類の写しの送付について (通知) (国土交通省九州地方整備局長)	写し	平成21年 12月1日	認定庁が、長崎県川棚町長に対し、本件事業認定に係る事業認定申請書及びその添付書類の各写しを送付したことを、長崎県知事に対し通知したこと。
乙A7	川棚町公告第18号 (川棚町長竹村一義)	写し	平成21年 12月7日	川棚町長が、法24条2項に基づき、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告したこと。
乙A8	事業認定申請書等の写しの縦覧の終了について(報告) (長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 12月28日	平成21年12月7日から同月21日までの2週間、川棚町役場において、事業認定申請及びその添付書類の各写しを縦覧に供したこと。
乙A9	事業認定申請書等の写しの縦覧の終了について(報告) (川棚町長竹村一義)	写し	平成21年 12月22日	同上
乙A10の1	事業認定申請書等の写しの縦覧に係る意見書の提出について (長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 12月14日	利害関係者から長崎県知事に対し、法25条1項に基づく意見書の提出があったこと、及び同条2項に基づき長崎県知事が国土交通大臣に対し同意見書を送付したこと。
乙A	事業認定申請書等の写し	写し	平成21年	同上

10の 2	の縦覧に係る意見書の提出 について (長崎県知事金子原二郎)		12月15日	
乙A 10の 3	事業認定申請書等の写し の縦覧に係る意見書の提出 について (長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 12月16日	同上
乙A 10の 4	事業認定申請書等の写し の縦覧に係る意見書の提出 について (長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 12月18日	同上
乙A 10の 5	事業認定申請書等の写し の縦覧に係る意見書の提出 について (長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 12月21日	同上
乙A 10の 6	事業認定申請書等の写し の縦覧に係る意見書の提出 について (長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 12月22日	同上
乙A 10の 7	事業認定申請書等の写し の縦覧に係る意見書の提出 について (長崎県知事金子原二郎)	写し	平成21年 12月24日	同上
乙A 10の 8	事業認定申請書等の写し の縦覧の終了について(報 告)	写し	平成21年 12月28日	同上

	(長崎県知事金子原二郎)			
乙A 1 1	新聞記事 (抜粋) (長崎新聞社, 西日本新聞社, 読賣新聞社)	写し	平成25年 2月7日	認定庁が, 法23条2項に基づき, 起業者の名称, 事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所等を長崎新聞, 西日本新聞及び読賣新聞に公告したこと。
乙A 1 2	国土交通省九州地方整備局 (九州地方整備局ホームページ)	写し	平成28年 4月13日 印刷	認定庁が, 法23条2項に基づき, 起業者の名称, 事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所等を国土交通省九州地方整備局ウェブサイトに掲載して公告したこと。
乙A 1 3	二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道, 町道及び農業用道路付替工事に係る公聴会 (国土交通省九州地方整備局)	写し	平成25年 3月	認定庁が, 平成25年3月2日及び同月23日, 公聴会を開催したこと及びその議事の内容等
乙A 1 4	二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道, 町道及び農業用道路付替工事に係る事業認定申請書及び手続保留の申立書にかかる資料の提出について (依頼) (抜粋)	写し		認定庁が, 起業者である長崎県及び佐世保市の委任を受けた長崎県に対し, 追加資料の提出を依頼したこと。

	(九州地方整備局長)			
乙A 15	事業認定申請書に係る参考資料追加提出分 (長崎県知事及び佐世保市代理人長崎県知事)	写し	平成25年 7月5日	起業者である長崎県及び佐世保市の委任を受けた長崎県が、認定庁に対し提出した追加資料の内容等
乙A 16	土地収用法第22条の規定に基づく意見徴取について (国土交通省九州地方整備局長吉崎収)	写し	平成25年 5月	認定庁が、法22条に基づき専門的学識を有する者2名に対し、意見の聴取を依頼したこと。
乙A 17	土地収用法第22条の規定に基づく意見聴取について【回答】 (東京大学大学院工学系研究科教授滝沢智)	写し	平成25年 5月13日	専門的学識を有する者から、意見聴取の回答があったこと及びその内容等
乙A 18	土地収用法第22条の規定に基づく意見聴取についての回答 (首都大学東京都市環境学部特任教授小泉明)	写し	平成25年 5月15日	同上
乙A 19	付議 (国土交通省九州地方整備局長吉崎収)	写し		認定庁が、社会資本整備審議会に対し、法25条の2第1項に基づき意見を求めたこと。
乙A 20	「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれ	写し	平成25年 8月9日	社会資本整備審議会が、認定庁に対し、認定庁の判断を相当

	に伴う県道，町道及び農業用道路付替工事」について (社会資本整備審議会会長福岡捷二)			と認める意見書を提出したと。
乙A 21	官報 (抜粋)	写し	平成25年 9月6日	官報において，起業者の名称，事業の種類，起業地，事業の認定をした理由，起業地を表示する図面の縦覧場所及び収用または使用の手続が留保されている起業地を告示したこと。
乙A 22	土地収用法による事業の認定について (通知) (国土交通省九州地方整備局長岩崎泰彦)	写し	平成25年 9月6日	認定庁が，起業者である長崎県及び佐世保市の委任を受けた長崎県に対し，本件事業を認定したことを通知したこと。
乙A 23	九州地方整備局告示第百五十七号 (九州地方整備局長岩崎泰彦)	写し	平成25年 9月6日	認定庁が，本件事業の認定をしたこと。
乙A 24	【意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解とを併記した意見対照表】 (九州地方整備局)	写し	平成25年	主な反対意見の要旨と認定庁の意見を併記した意見対照表の内容等
乙A 25	二級河川川棚川水系石木ダム建設工事等の事業認定	写し	平成25年 6月	平成25年6月7日に開催した社会資本整備審議会公共用地



	に係る社会資本整備審議会 公共用地分科会の議事要旨 (九州地方整備局)			分科会の議事の内容等
乙A 26	土地収用法による事業の 認定について(通知) (国土交通省九州地方整備 局長)	写し	平成25年 9月6日	認定庁が、長崎県知事に対し、 本件事業に係る事業の認定の告 知をした旨を通知したこと。
乙A 27	土地収用法による事業の 認定について(通知) (国土交通省九州地方整備 局長)	写し	平成25年 9月6日	認定庁が、川棚町長に対し、 本件事業に係る事業を認定した 旨を通知したこと。
乙A 28	土地収用法第26条の2 第2項及び第138条第1 項の規定により準用される 法第26条の2第2項の規 定による起業地を表示する 図面の長期縦覧について (報告) (川棚町長山口文夫)	写し	平成25年 9月10日	川棚町長が、法26条2項に 基づき、起業地を表示する図面 を公衆の縦覧に供したこと。
乙A 29	新訂事業認定申請マニユ アル(抜粋) (編著:土地収用法令研究 会) (株式会社ぎょうせい)	写し	平成27年 7月30日	法20条4号の要件を判断す るに当たって、考慮すべき内容 等
乙A 30	判例地方自治〔平成10 年11月号通巻178号〕	写し	平成10年 11月1日	長野地裁平成9年12月25 日判決において、「公益性に関

	(抜粋) (編集：地方自治判例研究会) (株式会社ぎょうせい)			する判断は事業認定庁の専門技術的・政策的判断に基づく自由裁量に属し、裁量権の範囲を越え又はその濫用があると認められる場合に限り違法となる」と判示されていること。
乙A 31	Q34. 石木ダム建設事業の進捗は、どのようになっていますか? (長崎県ホームページ)	写し	平成25年 8月6日	長崎県が、本件起業地の約80パーセントを買収していること。
乙A 32	「既存水源施設の老朽化」と題する書面 (九州地方整備局)	写し		既設ダムが、経年による土砂が堆積し、有効貯水率が減少していること。
乙A 33	公共事業評価の基本的考え方 (国土交通省ホームページ)	写し	平成14年 8月30日	公共事業評価の意義等
乙A 34	用地補償実務六法〔平成25年版〕(抜粋) (株式会社ぎょうせい)	写し	平成24年 10月1日	「公共用地の取得に伴う損失の補償を円滑かつ適正に行なうための措置に関する答申」において、「これらの補償を適正に行なうならば、生活権保証というような補償項目を別に設ける必要は認められず、公共の利益となる事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなる者がある場合には、必要により、生活再

				建の措置を講ずるようすべきである。」とされていること。
乙A 35	土地収用法実務提要（抜粋）  （編集：国土交通省総合政策局総務課）  （第一法規株式会社）	写し	昭和57年	広島地裁昭和57年9月1日判決において、事業認定を行う機関は、申請にかかる事業が土地収用法20条に定める4つの要件をすべて備えているか否かについて審査するのであり、また右要件の具備の有無についてのみ審査すれば足りるのであって、被収用地に関する被収用者や第三者の私法上の権利義務関係の存否についての判断には立ち入るべきではない旨判示されていること。

副本

平成27年(行ウ)第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄ほか108名

被告 国

証拠説明書 (乙B)

平成28年4月18日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

前田華奈 

堀田佳輝 

丸田賢一 


森川崇弘 

松田香苗 

小野勝 


窄口義博 

岩永知洋 


永ノ尾紀幸 

麓 裕 樹 

樋 口 昭 裕 

久 世 正 嗣 

森 慎 一 

田 中 智 也 

門 永 孝 之 

号証	標 目 ( 作 成 者 等 )		作成年月日	立 証 趣 旨
乙 B 1	「水道施設設計指針 2012」 (厚生労働省)	写し	平成24年	水道施設整備における水需要予測は、一時的な水需要の変動に左右されず、長期的かつ先行的な観点で、将来の社会の発展にも対応することができるように予測を行うとされていること等

副本

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄ほか108名

被告 国

証拠説明書（乙C）

平成28年4月18日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

前田華奈 

堀田佳輝 

丸田賢一 


森川崇弘 

松田香苗 

小野勝 

窄口義博 

岩永知洋 

永ノ尾紀幸 

麓 裕 樹 

樋 口 昭 裕 

久 世 正 嗣 

森 慎 一 

田 中 智 也 

門 永 孝 之 



号証	標 目 ( 作 成 者 等 )		作成年月日	立 証 趣 旨
乙C1	国土交通省 河川砂防技術基準 計画編 (抜粋) (国土交通省ホームページ)	写し	平成28年 4月18日 印刷	河川砂防技術基準計画編の内容等
乙C2	中小河川計画の手引き (案) (抜粋) (編集：中小河川計画検討会) (財団法人国土開発技術研究センター)	写し	平成11年 9月	河川整備計画策定に関する基本的な考え方等
乙C3	国土交通省 河川砂防技術基準同解説〔計画編〕(抜粋) (社団法人日本河川協会編・発行) (株式会社山海堂)	写し	平成17年 11月17日	河川砂防技術基準の考え方等
乙C4	国土交通省 河川砂防技術基準 施設配置等計画編 (抜粋) (国土交通省ホームページ)	写し	平成28年 4月18日 印刷	河川砂防技術基準施設配置等計画編の内容等
乙C5	ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目 (国土交通省)	写し	平成22年 9月28日 施行	ダム事業の再評価を実施する場合の運用の内容等